

御船町農業委員会会議録

平成 29 年 11 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 11 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分

2. 場 所 庁舎 3 階 大会議室

3. 主席委員（19 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

委 員 3 番 荒木 義一

委 員 12 番 藤村 俊治

委 員 4 番 竹崎 幸雄

委 員 13 番 藤田 邦弘

委 員 5 番 山本 富士夫

委 員 14 番 河地 友好

委 員 6 番 田中 安男

委 員 15 番 芥川 誠

委 員 7 番 緒方 顯治

委 員 16 番 藤本 隆盛

委 員 8 番 川地 良一

委 員 17 番 松岡 信浩

委 員 9 番 上田 洋介

委 員 18 番 江藤 弘

委 員 10 番 山下 啓四郎

委 員 11 番 後藤 博文

委 員 20 番 荒木 崇

欠席者 11 番 後藤 博文 以上 1 名

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 46 号 農業基盤強化促進法第 18 条について

8 報告書第 7 号耕作証明書発行の件について

9 その他

5. 農業委員会事務局職委員

課 長 藤野 浩之

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 11 月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。11 番 後藤委員 以上 1 名であります。本日は 18 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 18 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 11 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。このごろ朝・昼の温度差大分違います。体調を崩さないように注意して戴きたいと思えます。先日の北陸旅行につきまして、13 名参加でありました。皆さん 3 日間楽しく、何事もなく無事に終了いたしましたことを報告いたします。また、その時に話がありましたが、前回は 5 千円づつの徴収がありましたが、今年はなぜなかったんだろうという話がありましたが、それは前回東北地震の 2 年目という事で、宮城県へ視察行ったわけです。そのとき義援金を持って行ったわけでありまして。皆さんから義援金を戴いた状況であります。質問がありましたので報告いたします。義援金として、行かなかった方からも徴収しておりますのでご理解ください。今月の 20 日から来月の 25 日まで、非農地の現地確認がございます。お忙しい中とは思いますが、協力をお願いいたします。さっそくではあります。11 月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。10 番 山下委員 12 番 藤村委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 47 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 事務局 はい、1 ページをご覧ください。
議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
平成 29 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典
2 ページをご覧ください。1 件の申請が出ております。
議案書 3 条①の申請です。
物件の表示 大字〇〇 字〇〇△ 地番〇〇 地目 畑 面積△m²です。
譲渡者の住所 氏名 〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地
〇〇農業協同組合 代表 〇〇 〇〇
譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇
理由 3 条許可所有権移転です。1 件町許可分の申請です。
以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 1 件町許可分を提案いたしました。要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、①番の件について説明いたします。こちらの申請に関しては、平成 29 年 1 月に譲受人が今回の申請地の隣接農地を購入されております。今回は規模拡大ということで、前回購入した農地を合わせて果樹栽培したいということで今回の申請にいたっております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、①の件に関しましては、引き続き果樹栽培を行うことを確認いたしました。
耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております第 2 項第 4 号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております、第 2 項第 5 号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、10,058 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第 2 項第 7 号（地域との調和）に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。①につきましては、担当委員の 18 番委員お願いいたします。

- 18 番 はい、現地確認に参りました。以前購入された農地も整備されており、表土は横に準備してあり、今後耕作されるとう伺っております。問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。
- 全委員 はい、ごさいません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第48号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、議案48号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成29年11月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。4ページをご覧ください。議案書(4条)①です。
物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目田 面積△^m 理由4条許可(県)転用の目的 植林
所有者の住所氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇
物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目畑 面積△^m 理由4条許可(県)転用の目的 植林です。
所有者の住所氏名 同様であります
物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目畑 面積△^m理由4条許可(県)転用の目的 植林
所有者の住所氏名 同様であります
田1筆畑2筆 計3筆合計△^m
物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目畑 面積△^m 田1筆畑1筆 計△^m。
理由4条許可(県)転用の目的 農家住宅です。
所有者の住所氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇
②です。
物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目畑 面積△^m

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△△ 地目畑 面積△
m² 畑 2 筆 計△m²。

理由 4 条許可（県）転用の目的 植林です。

所有者の住所氏名 〇〇郡〇〇村大字〇〇△番地

〇〇 〇〇

3 件 6 筆の申請です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。4 条の申請 3 件 6 筆でした。
では、4 条申請①の要件等の説明を事務局お願いいたします。

事務局

5 ページをご覧ください。

議案第 48 号 受付番号 1 番

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。7 ページをご覧ください。3 筆あります。〇〇集落
周辺に申請地がございます。

立地基準です。

農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は
△m²であります。申請地は 2 種農地であり、役場より直線で△
k m 位離れている。3 筆とも周囲を山林に囲まれております。
約 30 年前までは農地として利用していたが、道路の幅員も狭
く、耕作条件も悪いため、杉及び桧を植林し、現在は、山林と
して管理していることから農地法第 4 条申請に至った。周辺は
周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投
資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積
も問題は無いと判断されます。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと判断
した。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、
転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状の
ままの利用であり、問題ないと判断いたします。

計画性の妥当性は、田 1 筆 畑 2 筆△m²であり、山林にする計
画であり、妥当と判断いたしました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地
を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の
効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはご
ざいませぬ。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない

ところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。6 ページに事業計画がございます。植林 井川迫杉 50 本、成袖杉 400 本、セツ瀬桧 150 本、植林してありました。植林でしたので排水計画は雨水のみであります。雨水排水は、地下浸透で計画しております。今回は、追認でありますので、11 ページに始末書が提出してあります。12 ページからが、それぞれの現在の様子であります。現地確認をしましたが、周囲も山林でありました。有害鳥獣等で、農地として管理していくことは難しい状況でありました。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条植林山林申請でした。担当 15 番委員説明をお願いいたします。

15 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。この案件は、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、15 ページをご覧ください。

議案第 48 号 受付番号 2 番 ○○ ○○

場所につきましては、17 ページをご覧ください。申請地は①番の集落と同じところであります。本人さん所有の住宅であります。転用してなく地目が農地のままであったため今回の申請に至った状況であります。これも始末書が提出されております。追認と言う形であります。

立地基準です。

農地の区分といたしまして、第 2 種農地と判断いたしました。面積としては、△m²であります。

農地区分と転用目的は、申請地は役場より△k mほど離れており、西側を宅地、それ以外を農地に囲まれている。昭和 50 年

ごろに農地転用の許可を受けずに農家住宅を建築いたしました。今回追認という形ではありますが、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用ですが、現在のままの利用であり、特に問題ないと判断します。

転用行為の妨げとなる権利有する者の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に地帯なく供することの确实性は、現在のままの利用であり、特に問題ないと判断します。

計画面積の妥当性としては、畑1筆△m²の敷地に農家住宅にする計画であり、妥当と判断する。(18ページにございますが、土地を満遍なく利用してありました。)

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、既設の側溝に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断される。

事業計画を見ていただくと解るのですが、給水排水に関してですが、給水に関しては、町上水道を宅地内へ引き込む。雨水に関しては、地下浸透生活雑排水・汚水に関しては、合併浄化槽を設置し、町道側溝へ接続放流。19ページに始末書が提出されております。確認をお願いいたします。20ページに現在の写真を添付しております確認をお願いいたします。以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの担当委員15番委員より説明をお願いいたします。

15 番 はい、現地確認へ参りました。農家住宅として転用されても何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なお判断をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。②番は農家住宅への転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか？

全委員
議 長

異議なし。

意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、21 ページをご覧ください。

議案第 48 号 受付番号③番 ○○ ○○

場所につきましては、23 ページをご覧ください。○○から△△方面へ参りまして、○○の4つ角を更に直進したところがあります。○○がありますが、その先であります。(△m先ぐらのところが今回の申請地であります。) 21 ページに戻りまして、立地基準です。農地の区分としては、第2種農地と判断しております。面積としては、畑2筆△m²であります。農地区分と転用目的は、申請地は2種農地であり、役場より△kmほど離れている。周囲を原野・山林に囲まれている。約12年前までは、ブルーベリーを収穫していましたが、出荷までには至らず、日除けのために植樹した柵だけが残し、現在は山林としてしていることから、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままという事で問題ないと判断いたします。

転用行為の妨げとなる権利有する者の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状のままの利用であり、問題ないと思われま。

計画面積の妥当性としては、畑2筆△m²を山林にする計画であり妥当と判断する。24 ページに計画図がございます。赤で囲んであるところですが、満遍なく柵が植林されております。その様子は、26 ページこの様になっております。柵が、植栽してあります。本数としては、600本程度植栽してあります。給水はありません。雨水につきましては、地下浸透ということでもあります。生活排水・汚水もありません。今回追認ということ

ですので、25 ページに始末書を載せております。流れとしては、元々原野だった所を、ブルーベリーを植えたいということで、地目を畑に変更されましたが、現状は戻りまして山林として管理している状況であります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。こちらの担当委員 6 番委員より説明をお願いいたします。

6 番 はい、事務局の説明通りでございます。現地確認へ参りました。植林し山林として転用されても何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なご判断をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。③番は山林への転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか？

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 49 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、27 ページをご覧ください。

議案第 49 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。

議案 農地法第 5 条申請 2 件案件がございます。

① 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△㎡
譲渡者住所・氏名〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場 理由 5 条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：農業用倉庫 理由 5 条使用貸借権設定（県許可）

以上農地法第 5 条所有権移転・使用貸借権設定 2 件です。

議長 はい、ありがとうございました。2 件 2 筆でした。では、事務局より要件等の説明をお願いいたします。

29 ページをご覧ください。

事務局 議案第 49 号 受付番号① 〇〇 〇〇

こちらの場所につきましては、31 ページをご覧ください。国道〇〇号から〇〇の△△から△△へ行く途中であります。ため池の手前であります。29 ページに戻ります。

立地基準です。申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断しております。面積は△㎡となっております。申請地は役場より△km ほど離れており北側を宅地、東側を水路、西側を町道、南側を農道に囲まれた畑地の一角であります。申請人は現在貸資材置場として貸し出しているが、今回の申請地については、農地転用せずに利用していることから、追認ということになるが、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、第 1 種農地であるが、既存施設の拡張であり、事業面積の 1.5 倍を超えないため、例外規定に転用除外が出来ると判断できます。事務局としては、許可相当であると判断いたしました。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金で対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままの計画であり、工期については特に問題はありません。

計画の妥当性ですが、畑 1 筆△㎡を貸資材置場とする計画であり妥当と判断する。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及

ばす恐れはありません。32 ページに事業計画書がございます。排水計画・位置図であります。町道から露天資材置場へ入る入口の部分であります。(こちらに関しては、接道部分であります。) また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水計画は、貸資材置場ですのではありません。雨水に関しては、地下浸透であります。33 ページに始末書を提出いただいております。生活雑排水・汚水はございません。34 ページに現在の写真を載せております。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議 長 はい、ありがとうございます。担当の 16 番委員説明をお願いいたします。

16 番 はい、現地確認に参りました、34 ページの写真を見ていただくと解るように、雑種地のような状態であります。隣接地に農地がございますが、同意も取っております。事務局の説明の通りでございます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、この案件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、35 ページをご覧ください。

議案第 49 号 受付番号②番 ○○ ○○

場所につきましては、37 ページに掲載しております。○○の○○というところがございます。バス停○○がございますそこから右へ入る道があります。これは町道であります。△m程行ったところが今回の申請地であります。戻りまして 35 ページです。

立地基準です。

農地の区分としては、第2種農地と判断しております。

面積は△m²であります。申請地は、役場より△kmほど離れた東側を里道、南側を農地、西側宅地に囲まれた畑の一角であります。申請人は、熊本地震で農業用倉庫の建て替えが必要となり、以前建てていた場所では建て替えが困難なため、自宅から近く、管理しやすいという事から、今回の申請地に農業用倉庫建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金及び補助金にて対応する計画であり、通帳の写し及び補助金交付金決定通知書写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成29年11月27日から平成30年3月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないとする。

計画面積の妥当性として、畑1筆△m²の敷地に農業用倉庫、家庭菜園施設等の配置等について妥当と判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農業用倉庫、家庭菜園施設等することで周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。36 ページに事業計画がございます。倉庫の面積は△m²、残りは駐車スペースとして利用（家庭菜園）給排水計画ですが、給水はありません。雨水に関しては、地下浸透の計画であります。生活雑排水・汚水はございません。38 ページに配置図・排水計画図がございます。赤で囲んである部分が、今回の申請地であります。39 ページに現況の写真が添付してあります。下の写真が、家庭菜園上が、倉庫建設予定地であります。農地の繋がり等も検討したのですが、問題はないと判断いたします。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員は、10 番委員意見

をお願いいたします。

10 番

はい、先だって現地確認に参りました。以前の倉庫は、地盤沈下により建設が出来ない状況で、今回の申請地は、周囲にはあまり農地がなく問題はないと判断しました。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局・委員から報告・意見がございました。皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員

ございません。

議 長

意見等がございませんので、②番に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、議案第 50 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、40 ページをご覧ください。

議案第 50 号

農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会会長鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の再設定のみ申請です。5 件申請が上がっております。面積の合計のみ読ませていただきます。今月の田の合計が 12,167 m²、畑の合計が 4,925 m²、合計 17,092 m²であります。続いて議案書 42 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 10 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 11 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 256,082 m²畑の累計は、35,777 m²。田畑合計で 291,859 m²となっております。所有権移転に関しましては、田 26,109 m²となっております。畑はございませんので累計は、26,109 m²です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございました

たらお願いいたします。

議長

ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第51号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書44ページをご覧ください。

議案第51号 買受適確証明願があったので意見の決定を求める。平成29年11月10日 提出 御船町農業委員会 会長 鶴野 幸典。次のページをご覧ください。

まずは、買受適確証明を簡単に説明いたします。裁判所の競売や、自治体が行う納税を滞納処分で購入によって農地の購買や競売に必要な書類であります。買受適確証明には、申出者が、農地を買うことが出来る資格の証明書であります。今回1件買受適確証明が出ております。

土地の所有者 ○○市○区○○△ ○○ ○

申出者 ○○町大字○○△ ○○ ○○

物件 ○○町大字○○字○○△ 登記簿地目 田 面積△㎡

入札日平成29年11月21日 御船町役場 分庁舎2階会議室 農地の購買が行われます。この購買に参加して、農地を買われる希望がありますので、農業委員会に買受適確証明願を申請されました。今回審議いただきたいのは、申出者の方が、農地を取得する資格があるかないかを判断していただくこととなります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。どなたかこの案件について質問・意見等がございましたらお願いいたします。

1番

この資格という意味はどういったことですか。

事務局

はい、説明いたします。農地を買う資格とは、今月も議案にございましたが、農地法第3条の資格を有しているかを判断することです。具体的に説明しますと、農地を5反以上所有しているかどうか、農機具・労働力を有しているか、実際に農地として耕作することを約束する上で判断することになります。

20番

これは、問題ないと判断いたします。

1番

申出者は、1件しかなかったのですか。

事務局

はい、今回は1件のみでありました。他はありませんでした。例えば、2・3人の方が申請される場合はございます。その際

は買受適確証明願を発行いたします。購買の結果でありますので委員会としては、証明願のみとなります。

2 番 今回は、〇〇さんのみが、申請されたということですね。他には証明願が出ていないためこの人のみとなる、ということですね。

事務局 はい、そういうことになります。

1 番 購買に関しては、1階の掲示板に掲載してあるんでしょ。

事務局 掲示板やホームページなどで確認できると思います。

2 番 また、違う購買会に参加する場合もまた必要であるということですね。

議長 他にはございませんか。

無いようでございますので、この買受的確証明願を発行してよいかを承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第15号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、46ページをご覧ください。

報告第15号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成29年11月10日提出 御船町農業委員会

今月は、2件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、47から48ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。続きまして、非農地証明願がございまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、机上に配布しておりますが、皆さんございまして、今月非農地証明願が2件出ております。

1件目です。申請者住所・氏名

〇〇町大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

昭和27年10月20日以前から雑種地となっており、農地法第2条に規定する農地でないことを証明願います。ということで申請が出されております。

土地の所在は、〇〇町大字〇〇字〇〇△ 面積△㎡ 地目畑所有者 〇〇さんとなっております。

次ぎのページに地図を掲載しております。〇〇公民館赤色の部

分が申請地であります。(川の部分・法面の部分なのか特定が出来ない状況であります。大体赤でかこんでいる所ではないかと判断いたしました。) ○○さんに確認したところ耕作をしたことがないため場所はわかりませんということでした。現地確認は、2名の農業委員で確認していただきましたので意見をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。では、担当の 20 番委員お願いいたします。

20 番 はい、今事務局からの説明通りであります。写真を見ていただくと解ると思いますが、川と道路の境目で川が広がった様でもあります。畑の形もありません。皆さん方の判断をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この案件に対して意見のある方はございませんか。

無いようでございますので、この案件に対して承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。相違ないことを証明いたします。事務局他には何かございませんか。

事務局 次回は 12 月 11 日月曜日に行いたいと思います。又日程等は連絡させていただきますが、よろしいでしょうか？

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

10 番

㊞

12 番

㊞